牧正案

目次 (現行のとおり)

第一条から第八十三条まで(現行のとおり)

別表第一から別表第十一まで(現行のとおり)

別表第十二 汚染土壌処理基準 (第五十三条及び第五十四条関係)

	地	型 恒
種類特定有害物質の	ミリグラム) 一リットルにつき溶出量(単位 検液	きミリグラム) 一キログラムにつ合作量(単位 土壌
びその化合物一カドミウムは	○·○○III ☆ <u>おドミウム</u> として	四五カドミウムとして
現行のとおり)こから八まで	((現行のとおり)	(現行のとおり)
チレン九 トリクロロエ	1 0.01	
(現行のとおり十から二十六まで	1117 11	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別表第十二の二 地下水基準 (第五十四条関係)

特定有害物質の種類	につきミリグラム) 基準値(単位 検液一リットル
一カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇〇三
こから八まで (現行のとおり)	(現行のとおり)

現行

目炊 (略)

第一条から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第十一まで (略)

別表第十二 汚染土壌処理基準 (第五十三条及び第五十四条関係)

	選 無	十
種類特定有害物質の	ミリグラム) 一リットルにつき 溶出量(単位 検液	きミリグラム) 一キログラムにつ合作量(単位 土壌
びその化合物一カドミウム及	〇・〇一次 よとして	一五〇カドミウムとして
略) こから人まで ((智)	(智)
ナレン トリクロロエ	0.011	
(略) 十から二十六まで	(智)	(隺)

編 (ととと)

別表第十二の二 地下水基準 (第五十四条関係)

特定有害物質の種類	につきミリグラム) 基準値(単位 検液一リットル
一カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇一
ニから人まで (略)	(盤)

九 トリクロロエチ	7 %	0.01
おり) 十から二十六まで	(現行のと	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別表第十二の三 第二溶出量基準 (第五十五条の二関係)

特定有害物質の種類	につきミリグラム) 基準値(単位 検液一リットル
一カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・〇九
こから人まで (現行のとおり)	(現行のとおり)
九 トリクロロエチレン	0 • 1
おり) 十から二十六まで (現行のと	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)別表第十二の四から別表第二十まで (現行のとおり)

九 トリクロロエチレン	0.011
ナから二十六まで (略)	(盤)

編巻 (器)

別表第十二の三 第二溶出量基準 (第五十五条の二関係)

特定有害物質の種類	につきミリグラム) 基準値(単位 検液一リットル
一カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 〇・三
ニから八まで (略)	(盤)
九 トリクロロエチレン	O • 111
十から二十六まで (略)	(雀)

別表第十二の四から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第三十九号様式まで(略)